

## 令和5年度岩手県産業教育振興会 キャリアアップサポート推進事業 実施要項

### 1 事業の目的

高等学校における「ものづくり」や地域産業を担う職業人を育成するための取り組みを岩手県産業教育振興会が支援することにより、本県におけるキャリア教育を、より一層推進する。

### 2 対象事業及び助成内容（令和5年4月にさかのぼって申請可）

・令和5年3月及び4月に事前調査を行い、各学校から申請のあった事業については、予算化している。

#### (1) 地域の小・中学校への出前授業

- ア 需用費（材料費）
- イ 生徒交通費

#### (2) 地域住民対象の体験教室

- ア 需用費（材料費）
- イ 生徒交通費

#### (3) 外部講師による生徒を対象とした実技講習会

- ア 需用費（材料費）
- イ 講師交通費
- ウ 講師謝金（講師謝金計算票による金額）

#### (4) 外部講師による生徒対象の講演会

- ア 講師交通費
- イ 講師謝金（講師謝金計算票による金額）

#### (5) 生徒の職場見学会

- ア 生徒交通費（貸切バス1台の料金）

#### (6) 販売実習等における生徒宿泊費

- ア 生徒宿泊費（1泊5,000円×泊数×生徒数）  
（学校から概ね80km以上の場所で連続して2日以上開催される販売実習等に助成）
- イ 県内の販売実習等については宿泊費を請求した場合は生徒交通費は助成しない
- ウ 県外の販売実習等については宿泊費のほか、生徒1名分の往復交通費を助成する

#### (7) イベント参加に要する賃借料

- ア トラック賃借料
- イ 冷蔵庫賃借料

### 3 助成基準

助成を希望する学校が増えたことと予算的に厳しいことから以下の基準で助成する。

#### (1) 事前に申請のあった事業で1校年2事業を原則とする。

第1優先事業 助成限度額 70,000円

第2優先事業 助成限度額 20,000円

※ 但し、第1優先事業の申請額が50,000円以下の場合は、3つ目の事業を申請することができる。（助成限度額は20,000円）

(2) 外部講師の謝金の見直し

- ・外部講師の謝金については見直しを行い、外部講師が講演会や講習会のために学校に滞在した時間（講師の到着時刻から出発時刻）について次の計算により算出する。

ア 役職に関係なく1時間（60分）4,100円とする。

イ 1時間（60分）を超えた場合は、30分ごとに2,050円を加算する。

例 滞在時間 100分

4,200円(60分)+2,050円(90分まで)+2,050円(100分まで)=8,400円

講師謝金計算票（様式4）で自動計算される

4 申請及び決定通知

(1) 申請書類

ア 令和5年度キャリアアップサポート推進事業申請請求書（様式1）

イ 事業計画書または大会実施要項（概要版で可）、業者作成見積書等

ウ 令和5年度助成事業経費計算書（様式3）

エ 講演会・講習会で外部講師を招聘する場合のみ

助成事業講師謝金計算票（様式4）

複数回や複数の講師の謝金を一度に申請するときは、回数分あるいは人数分の講師謝金計算票を添付すること。

※ 既に実施済みの事業・大会についてはさかのぼって申請可。

※ 郵送若しくは、メール添付により当会あてに送付すること。

(2) 決定通知

ア 申請請求書等が届き次第、経費等を精査し決定通知をメールで通知する。

イ 決定通知に記載された日以降に、通知済みの助成額を指定銀行口座に振り込む。

5 実施報告書の提出

- ・助成対象の事業が終了した場合は、「岩手県産業教育振興会助成事業実施報告書」（様式5）を概ね1ヶ月以内に提出すること。

（令和6年2月実施の事業は2月中に提出のこと）

- ・年度末に発行する「事業活動報告書」掲載するので、Word・一太郎・EXCELなど編集可能なファイル形式により、メールの添付ファイルで提出すること。

（PDFファイルは不可。ファイル容量が大きい場合は、複数のメールの添付ファイルを分割するか、CD等に記録して郵送すること）

- ・「事業活動報告書」は全会員に送付するので、記述内容を吟味するとともに、指導者または生徒の感想を必ず記述すること。

6 その他

- ・令和5年3月及び4月に事前調査して申請のあった事業以外についても助成する場合があるので、事前に事務局に相談の上、計画がある場合は申請すること。

※ キャリアアップサポート推進事業及び大会等助成事業の関係ファイルはホームページに掲載しているので、ダウンロードして活用願すること。

<https://sanshin-iwate.jp/index.html>